

JIS

墜落制止用器具

JIS T 8165 : 2026

(JSAA/JSA)

令和 8 年 3 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学
(委員)	落 合 誠	一般社団法人日本非破壊検査協会
	坂 口 正 之	公益社団法人日本保安用品協会
	嶋 田 敦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	辻 創	一般財団法人カケンテストセンター
	利 岡 英 和	日本安全靴工業会
	永 井 明	公益社団法人日本アイソトープ協会
	西 田 和 史	建設業労働災害防止協会
	山 田 崇 裕	学校法人近畿大学
	山 本 多絵子	ミドリ安全株式会社

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：昭和 47.3.1 改正：令和 8.3.25
官 報 掲 載 日：令和 8.3.25
原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会
 (〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)
 一般財団法人日本規格協会
 (〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)
審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課及び化学物質対策課環境改善・ばく露対策室 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
3.1 製品に関する用語	2
3.2 部品に関する用語	2
3.3 墜落制止用に関する用語	5
3.4 墜落制止用器具の性能に関する用語	8
3.5 組合せ品に関する用語	9
4 種類及び墜落制止用器具の使用条件	9
4.1 種類	9
4.2 墜落制止用器具の使用条件	15
5 構造, 形状及び寸法	16
5.1 構造一般	16
5.2 墜落制止用器具及びワークポジショニング用器具の構造	16
5.3 各部の構造	17
5.4 ランヤード, 補助ロープ及びワークポジショニング用ロープの構造及び寸法	20
5.5 各部の接続方法	21
6 性能	23
6.1 性能要求事項一般	23
6.2 墜落制止用器具の強さ	26
6.3 ワークポジショニング用器具の強さ	27
6.4 耐衝撃性及び関連性能	28
6.5 バックルの耐振動性能	31
7 材料	31
8 試験	31
8.1 部品の引張試験及び耐力試験	31
8.2 連結部の引張試験	34
8.3 耐衝撃性及び関連性能の試験	38
8.4 バックルの耐振動性能試験	52
9 検査	52
9.1 構造, 形状及び寸法の検査	52
9.2 性能検査	53
10 表示	53
10.1 製品の表示	53

	ページ
10.2 部品の表示	53
10.3 巻取式ランヤードの表示	54
10.4 容易に着脱できるコネクタの表示	54
11 取扱説明書	54
11.1 製品の取扱説明書	54
11.2 部品の取扱説明書	55
12 こん包	55
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	56
解 説	63

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 8165:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 9 年 3 月 24 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS T 8165:2018** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

墜落制止用器具

Personal fall-arrest systems

序文

この規格は、2000年に第1版として発行された **ISO 10333-1** 及び 2002年に発行された Amendment 1、2000年に第1版として発行された **ISO 10333-2**、2001年に第1版として発行された **ISO 10333-5**、並びに 2004年に第1版として発行された **ISO 10333-6** を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、建設現場、土木工事現場、鉱山及び採石場、電柱、鉄塔などの電気通信線路の工事現場、製造現場、製造設備、建築物、構造物などの高所において、作業者の墜落による危険を防止する業務用の墜落制止用器具及び関連附属器具について規定する。なお、墜落制止用器具を使用する場合の条件についても規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 10333-1:2000, Personal fall-arrest systems—Part 1: Full-body harnesses + Amendment 1:2002

ISO 10333-2:2000, Personal fall-arrest systems—Part 2: Lanyards and energy absorbers

ISO 10333-5:2001, Personal fall-arrest systems—Part 5: Connectors with self-closing and self-locking gates

ISO 10333-6:2004, Personal fall-arrest systems—Part 6: System performance tests (全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 8812 チェーンブロック用リンクチェーン

JIS G 3535 航空機用ワイヤロープ

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。